

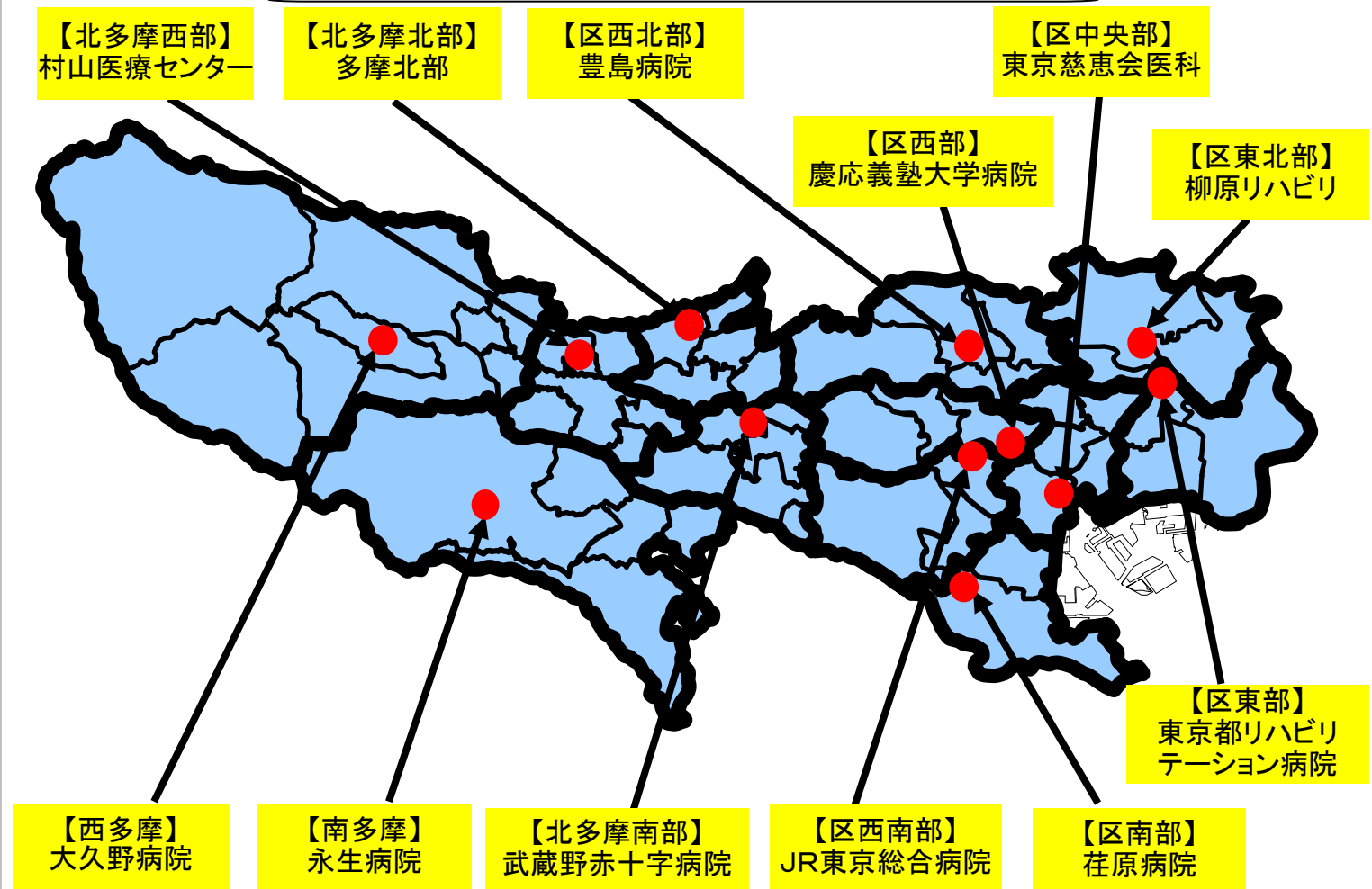
東京都におけるリハビリテーション医療のこれまでの取り組み

参考資料2

東京都リハビリテーション協議会（地域リハビリテーション支援事業）

- 事業開始 平成13年度（協議会設置は平成12年度）
- 根拠法令等 東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱（平成13年11月）
（※国庫補助事業は、三位一体改革により廃止（平成18年4月1日より））
- 事業目的 本事業は、おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援し、地域におけるリハビリテーションのシステム化に資することを目的とする。
- 事業内容
 - ◆東京都リハビリテーション協議会
東京都及び地域におけるリハビリテーションサービス提供体制のあり方について検討するとともに、リハビリテーションの推進に関する事業を行う。
 - ア 設置 平成12年度
 - イ 協議内容
 - ・東京都及び地域におけるリハビリテーションサービス提供のあり方について（平成12、13年度）
 - ・地域リハビリテーション支援センターの指定に関する協議、活動の評価
 - ・リハビリテーション資源の情報収集、提供
 - ・急性期リハビリや先駆的分野のリハビリの普及啓発等
 - ウ 委員の任期 2年
 - エ 委員の構成 学識経験者、医師、病院関係者等21名
 - ◆地域リハビリテーション支援体制の整備（平成13年度～）
おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センターを指定し、センターを拠点に、地域リハビリテーションの支援を行う。
 - ア 実施内容 平成22年度に協議会において実施内容見直し、平成23年度実施
 - イ 実施地域 おおむね二次保健医療圏
 - ◆リハビリテーション講演会（平成14年度～）
 - ア 開催目的 リハビリテーション及びその重要性に関する普及啓発
 - イ 対象 医療従事者等及び一般都民

東京都地域リハビリテーション支援センター設置状況



圏域	構成区市町村	指定病院	指定年月	再指定
区中央部	千代田・中央・港・文京・台東	東京慈恵会医科大学附属病院	H17.8	H23.4
区南部	品川・大田	公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	H16.10	H22.4
区西南部	目黒・世田谷・渋谷	東日本旅客鉄道株式会社 JR東京総合病院	H17.8	H23.4
区西部	新宿・中野・杉並	慶応義塾大学病院	H16.10	H22.4
区西北部	豊島・北・板橋・練馬	公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院	H16.10	H22.4
区東北部	荒川・足立・葛飾	医療法人財団健和会 柳原リハビリテーション病院	H18.8	H23.4
区東部	墨田・江東・江戸川	東京都リハビリテーション病院	H13.12	H22.4
西多摩	青梅・福生・羽村・あきる野・みずほ・日の出・檜原・奥多摩	医療法人財団利定会 大久野病院	H18.11	H22.4
南多摩	八王子・町田・日野・多摩・稲城	医療法人社団永生会 永生病院	H15.7	H23.4
北多摩西部	立川・昭島・国分寺・国立・東大和・武蔵村山	独立行政法人国立病院機構 村山医療センター	H17.8	H23.4
北多摩南部	武蔵野・三鷹・府中・調布・小金井・狛江	日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院	H15.7	H23.4
北多摩北部	小平・東村山・西東京・清瀬・東久留米	公益財団法人東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	H15.3	H23.4

東京都回復期リハビリテーション病棟施設設備整備費補助事業

- 事業開始 平成21年度
- 事業目的 民間病院に対して、回復期リハビリテーション病棟の整備に要する経費を補助することにより、回復期リハビリを必要とする患者の医療を確保するとともに、リハビリ医療の体系的整備を図る。
- 事業内容 回復期リハビリテーション病棟を開設するために必要な施設・設備整備費の補助（施設整備は新築、改築、改修）
 - ◆対象施設 都内の病院の開設者であって、「基本診療料等の施設基準等」に定める回復期リハビリ病棟の要件を満たす病棟を整備できる者。
 - ◆施設整備 基準単価：改修 2,650千円／床
新築 5,300千円／床
改築 6,360千円／床
 - ◆設備整備 基準単価：10,500千円／所